

平成27年度第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成27年6月24日（金）午後6時00分～6時30分

場 所 石狩市役所3階 庁議室

出席者

〔委 員〕 向田 直範 会長
矢吹 徹雄 副会長
植松 美由紀 委員（欠席）
村上 岑子 委員
斯波 悦久 委員

〔事務局〕 総務部長 佐々木 隆哉
同部情報政策課長 椿原 功
同課文書・統計担当 主査 工藤 隆之
同課文書・統計担当 主査 作田 洋二
同課文書・統計担当 主事 波 京平

〔諮問課〕 ①高齢者支援課 課長 巴 嘉之、介護・高齢担当 主査 白川 晃子、
主査 高田 憲一、主任 村上 茂己
②障がい支援課 課長 石倉 衛、主査 田中 昌子

6 傍聴人 な し

議 題

【諮問】

- 1 ホッカイドウ・ハートフル臨時支援事業実施に係る個人情報の提供について
（保健福祉部 高齢者支援課・障がい支援課）

○開会

【椿原課長】みなさま本日もお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから平成27年度第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。はじめに向田会長よりごあいさつ申し上げます。

【向田会長】こんばんは、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。今日は平成27年度第2回目の審査会ということでございます。案件が一件ということでございますのでスムーズに終わりたいと思っております。どうぞご協力お願いします。それでは事務局のほうから本日の予定について説明をお願いします。

【椿原課長】本日はホッカイドウ・ハートフル臨時福祉支援事業実施に係る個人情報の提供について、この一件のみがご審議いただきます。

【向田会長】 それでは諮問を受けたいと思います。

【佐々木部長】 =諮問書読み上げ=

【向田会長】 それでは事務局のほうから本日の諮問内容と資料について説明をお願いします。

【椿原課長】 それでは本日配布しました資料の確認をいたします。一枚ものの会議次第のほか、右上に書類番号を付しております。まず今回の諮問書です。以下、資料 1 といたしまして北海道からの市町村への依頼文、資料 2 がハートフル臨時福祉支援事業要綱、資料 3 が北海道個人情報保護条例の関係条文の抜粋となっております。資料 4 が北海道個人情報取扱事務委託等の基準となっております。以上、皆さんございますか。

【向田会長】 それでは諮問課よりご説明をお願いします。

【巴 課長】 高齢者支援課の巴といいます。宜しくお願いします。本日の内容でありましても高齢者支援課と障がい支援課に跨っておりますものですから、合同で説明申し上げますので、宜しくお願いいたします。

ホッカイドウ・ハートフル臨時支援事業実施に係る個人情報の提供についてですけれども今年度北海道は国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、要介護認定を受けている高齢者や重度の障がい者等を抱える世帯等の経済的負担の緩和を図るべく、該当の方々への臨時的な生活支援として、5,000円分の商品券の配布を行う事業を実施することとなりました。円滑かつ効果的に実施するため、当市が保有する個人情報の提供依頼がありました。情報提供による効果は、当市の該当者に対し、個別に案内と申請書を送ることが可能となることから、確実な事業周知と申し込み手続きの簡素化、利用者の負担軽減が図られます。

本事業の該当要件は、平成27年4月1日時点において、要介護認定3以上の方、障害支援（程度）区分4以上の方、特別障害者手帳受給者、経過福祉手当受給者の方としております。該当者の内訳は、要介護度3以上で870人、障害支援（程度）区分4以上が255人、特別障害者手当受給者が58人、経過福祉手当受給者が1人となっております。ただこれは今現在の人数でありまして、今後情報提供するまでの間にお亡くなりになられる方が出た場合につきましては、減っていくということもあります。この方々の氏名・住所・生年月日の情報提供が今回の依頼内容でございます。

情報はCSVファイルにてデータ作成後、パスワード付のZIP形式で格納したものをCD-Rに書き込み、北海道からは書留による郵送が依頼内容でございます。書留郵送という部分については若干の不安がありますので、現在、北海道とやり取りしている中では私も職員が持参して提出する。もしくは、北海道と直接繋がっているLGメールを使用する。そちらのほうでの受け取りというものが可能かどうかというところを今協議している状況です。いずれにいたしましても、事故や紛失の際の情報漏えい防止を図るためにパスワ

ードを付けまして、最善の策をとっていきたいというように考えております。

北海道は、事業実施可能な者に事業委託することとし、すでに業者は選定済みですが、契約内容については、現在、確認したところ、まだ公表するに至っていない状況です。本事業の委託に当たっては、「北海道個人情報取扱事務委託等の基準」に基づき、必要な措置を講じるとともに、委託契約書に個人情報取扱特記事項を盛り込むこととし、受託業務に従事する者は、道職員と同様、北海道個人情報保護条例第12条及び第57条、第58条の罰則の対象となります。提供したデータは、本事業終了後速やかに消去と記録媒体の処分を行うものであります。以上、個人情報の提供に関し、諮問するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【向田会長】ありがとうございました。只今のご説明でご質問等ございましたらどうぞ自由に。

【斯波委員】これは今回初めての事業になるわけですか。

【巴 課長】はい、単年度の事業です。翌年度実施するかどうかは聞いておりません。

【村上委員】まだ業者さんは決まっていないということで、まだ概要は決まっていないところなのですが、大体どんなようなものが5,000円の商品券で買えて、どのような形でお知らせが入るのでしょうか。

【巴 課長】対象者には、つまり今回情報提供した方に今回の事業の内容のチラシ、その他に申請書を送ります。送った中で申請書に本人に記載してもらってですね、代筆含めてとは思いますが、送り返していただいて、今度送り返したものを北海道が審査した上で5,000円分の商品券を郵送するかたちになります。ではその5,000円分で何が買えるかという部分なのですが、様々なものが買えるとは思いますが、基本的には介護が必要な方への生活援助という部分ですので限定をしていないとは思いますが、オムツとか介護用品等々につきまして使用は可能であると考えております。

【村上委員】大体の予想はつくのですが、協力店舗の募集とかはもう大体決まっているのですか。では概要については。

【巴 課長】概要は決まっています、委託業者は選定済みです。委託業者と北海道のほうで契約の詳細の部分がまだ決まっていないという状況です。

【矢吹副会長】今言っている委託業者というのは北海道が対象者に書類を発送することだとか戻ってきたものに基づいて商品券を発送するという業務を委託する業者ということですね。そしてその業者と契約する段階まで至っていないということですね。

【巴 課長】業者の選定はほぼ終わっているという状況です。

【矢吹副会長】契約までは至っていないということですね。さっきの村上先生の質問は恐らくそうではなくて商品券を利用出来る業者さんいるわけですね。そういうものが決まっているのかということだと思います。

【村上委員】介護限定というか、もっと幅広いものに利用出来るのかとかです。なにかありますよね。

【向田会長】基本的には石狩市の地元商店街が中心になるのですよね。

【巴 課長】基本的に各市町村に無ければ支給対象者の方は買い物に行くといっても遠

くまで行くのはなかなか難しいと思いますので、各市町村に商品券を使える場所が必ずできると思います。ただですね、当初の全体スケジュールのなかではそういった協力店の募集につきましては6月から募集はするというようになっているのですけれども、北海道のほうで業務が遅れている状況です。

【向田会長】募集というのは北海道がやるのですか。

【巴 課長】北海道です。

【向田会長】そうすると石狩市内の該当者の名前を挙げて、北海道にこのような情報を送るということですね。

【巴 課長】そうです。

【村上委員】ということは業者さんなんかも石狩市という枠の中でどうのこうのではなくて、広く募ったかたちで決まってくるということでしょうか。

【巴 課長】そうです。

【村上委員】これは申請しなければもらえないというものなのですよ。だからそれを知らせるというのはすごく大事なことというように思うのですよ。黙っていて送られてくるものではないのですよね。

【向田会長】その申請対象者を石狩市で調べて申請書を送る。だから申請書を書かなくてはいけないのですよね。

【村上委員】だからお知らせすること自体がすごく大事なことだと思いますね。

【矢吹副会長】北海道側も個人情報保護条例を持っていますからそこはいいわけで、あとは単純に考えともし、石狩市が情報を提供しないということになると北海道はどうするのですかね。

【巴 課長】広く周知して、単純にポスターとか広報に載せた中で、こういうことやっていますから申請してくださいという呼びかけしか出来ないかと思います。

【村上委員】これは初めての事業ってこと、これは市がやるものではないという、どこでも都道府県単位でこれはやるような事業なのですかね。北海道独自のものですか。これ違いますよね。

【斯波委員】「国」と記載されていますので、国の予算による事業ではないでしょうか。

【村上委員】国の予算で交付金でやるということですよ。

【矢吹副会長】交付金があってこの商品券方式を採るかどうかは北海道の判断ということですね。

【斯波委員】要介護認定3以上というのは施設に入っている方も対象になっているのでしょうか。

【巴 課長】なっております。在宅の方限定とはなっておりません。

【村上委員】これは例えば先ほど人数1,000人近く対象になる方の内50%くらいしか申請してこなかった場合、その時はどうしたらよいかというのは何も考えられていないわけですか。

【巴 課長】市としてということでしょうか。

【村上委員】北海道として、あるいは市としてです。

【向田会長】それは市の問題ではない、市から情報をあげていて、それに対して申込書を送ってそれに対する回答数が少なかったというだけであって。

【村上委員】こういうことをやって100%近くの人が申請するか。それは普通に無い

ことだとは思うのですけどもね。どの程度こういうもので周知できるのかというのがすごく気になるのですけども、個別にこれは届くものですよ。施設に入っていたら施設に届くものなのでしょうか。

【巴 課長】特別養護老人ホームの場合は皆さん大抵はホームの方に住所を移してしまいますので特養に届きます。我々としては事業周知は単に送っただけでは駄目だと思いますので施設のほうは市内全ての施設にこういったことがあるので申込書が届きますからご協力の程お願いしますというのはやっていく予定です。

【村上委員】そこのところというのは結構大事なところですよ。

【斯波委員】この1,000人超の人たちのうち、施設に入っている人の割合は分かるのですか。

【村上主任】実際、施設に入られているというのは登録されている住所で見える限りでは10%くらいはいらっしゃいます。ですが住所を自分の家においたまま施設に入られている方もいらっしゃいますので、そうすると実態数の把握はちょっと難しくなると思います。

【向田会長】似たような事業はたくさんありますけど。これまでの経験から言うとどれくらいの申込率になりますか。8割くらい申込みますか。

【村上委員】ご本人が判断しにくいような感じもするのですよね。

【斯波委員】ご家族がやはりしっかりしなくてはいけないでしょうね。

【村上主任】寧ろ施設に入っている方のほうがしっかり申請するかもしれません。

【矢吹副会長】これは大して難しい話ではなくて、5,000円の商品券をあげますよというご案内ですよ。

【向田会長】問題意識としては5,000円でそこまで誘引効果があるのかというところですよ。

【斯波委員】資料を読んで一点だけ、北海道の個人情報取扱事務委託等の基準ということでこれは北海道の基準ですのになかなか聞きにくいのですけども、この2枚目の特記事項第7で提供資料等の返還等ということでこの業務を処理するため提供された資料等を、業務完了後、速やかに甲に返還するという事になっているのですけども、これは具体的にはどういう感じになるのですかね。

【矢吹副会長】まず、委託業者が北海道に返しますよね。北海道は石狩市にデータ、記録された資料等を返還するのか、北海道において消却しますということになっているのかそこはどういうことになっているのですか。

【村上主任】北海道のほうで処分していただく形になっています。元々こちらの方に送ってもらう予定のCD-Rも北海道から送られてくるものです。それを送り返してしまいます。破碎など壊すのも北海道の方で行います。

【村上委員】この特記事項とか散々こうなっていながらそうではない事態が起きるからこのような支援対象者のデータというのはそれなりにすごい意味があるわけですから、この通り守られるようにやれば何の問題もないのかと思います。

【向田会長】いかがでしょうか。

【矢吹副会長】この特別児童扶養手当受給者のデータが外れているというのは、これは

北海道が持っているということですか。

【石倉課長】そうです。北海道の権限で行っていますので、政令指定都市が権限委譲して市で行っているだけで、石狩市の場合は北海道が行っています。

【斯波委員】氏名、住所、生年月日は最低限なのでしょうね。

【向田会長】特に無ければこれを認めるという形で答申したいと思います。

【向田会長】＝答申書読み上げ＝

【向田会長】それでは事務局のほうから何かありますか。

【椿原課長】特にございません。

【向田会長】それではこれをもちまして平成２７年度第２回石狩市情報公開・個人情報保護審査会終了いたします。どうもありがとうございました。

議事録確定 平成２７年７月１７日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向田 直範 印